

 \bigcirc

中

平成18年4月1日(土) 号 外(21)

次 目

人事委員会関係

則 規

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....1

山形県人事委員会規則4-2(職員の採用試験に関する規則)の一部を改正する規則2
山形県人事委員会規則4-4(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する
規則)の一部を改正する規則同
山形県人事委員会規則4-5(公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則3
山形県人事委員会規則4-6(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則同
山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則同
山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則
山形県人事委員会規則 5 - 34 (職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え)54
山形県人事委員会規則 5 - 35 (平成17年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料)56
山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則58
告 示
平成13年5月8日山形県人事委員会告示第5号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の
一部改正
人事委員会関係
+0 01
規 則
山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年4月1日
山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古
「局 長 別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級1の欄中「局長」を 35.44.35.55 に改め、同項職級2の欄
がなが「1」以戦品がな過用戦の和事の本別の領職級「の欄中」の後」を 改革推進監」 改革推進監」
「改革推進監
危機管理室長 中 名機な研究 を 危機管理室長 に改め、同項職級3の欄中「危機管理室長、総合政策室長」を「改革推進
危機管理員 6機管理員 6機管理員」
総合政策室長」
室長、危機管理室長」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中 事務局長」
「職 員 研 修 所 長 局長」に、 環境科学研究センター所長」 で、 環境科学研究センター所長」 で、 環境科学研究センター所長」 で、 環境科学研究センター所長」 で、 環境科学研究センター所長」 で、
r
削り、同表行政職給料表適用職の代表監査委員の項職級1の欄中 事務局長を に改め、
削り、同表行政職給料表適用職の代表監査委員の項職級1の欄中 事務局長を に改め、

号外(21) め、同項職級2の欄中 事 務 局 長 に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の を 「事務部次長 県立学校の項職級4の欄中「総務専門員」を削り、同項職級5の欄中「事務部次長」を に改 事務次長(主査)」 め、同表研究職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中 農業総合研究センター所長 環境科学研究センター所長

農業総合研究センター所長 に改める。 衛 生 研 究 所 の 技 監

別表第3医師及び歯科医師の職の知事の項職級2の欄中「福祉相談センター副所長」を

衛生研究所の主幹」 に改め、同項職級3の欄中「保健所の専門員及び業務名を冠する主査」を「保健所の 「福祉相談センター副所長 専門員、業務名を冠する主査及び主査」に、「総合支庁の専門員及び業務名を冠する主査」を「総合支庁の専門員、 業務名を冠する主査及び主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-2(職員の採用試験に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県人事委員会 委員長 古 澤 茂 堂

第2条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 山形県職員採用試験(大学卒業程度)
- (2) 山形県職員採用試験(短大卒業程度)
- (3) 山形県職員採用試験(高校卒業程度)

山形県職員採用上級試験 山形県職員採用中級試験 別表試験の種類の欄中

山形県職員採用初級試験

山形県職員採用試験(大学卒業程度)

山形県職員採用試験(短大卒業程度)

に改め、同

山形県職員採用試験(高校卒業程度)

表対象となる職の欄中「2級」を「1級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-4(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則)の一部 を改正する規則をここに公布する。

を

平成18年4月1日

山形県人事委員会 委員長 古 澤 茂

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別記様式の記入要領第8項、第11項及び第12項中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改め る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「又はその日から1年以内の給与規則第40条に定める昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日(給与規則第38条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日」に、「当該昇給」を「昇給」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4 6 (一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第8条の見出し中「給料月額の決定等」を「号給の決定」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予 定の時期は」を「号給は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号給を超えない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年4月1日

> 山 形 県 人 事 委 員 会 委 員 長 古 澤 茂 堂

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第1条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。 第6条中「級の決定及び給料月額」を「級及び号給」に改める。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、第10号を次のように改める。

- (8) 大学卒業程度 山形県職員採用試験(大学卒業程度)及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 第7条中第11号を次のように改める。
- (9) 短大卒業程度 山形県職員採用試験(短大卒業程度)及びこれに相当する正規の試験をいう。 第7条中第12号を次のように改める。
- (10) 高校卒業程度 山形県職員採用試験(高校卒業程度)及びこれに相当する正規の試験をいう。 第4節の節名中「給料月額」を「号給」に改める。

第16条第1項第1号イ中「8級、9級、10級及び11級」を「6級、7級、8級及び9級」に改め、同号ロ中「7級、8級、9級及び10級」を「6級、7級、8級及び9級」に改める。

第17条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「第28条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第29条第1項第1号若しくは第2号」を「第28条第1項又は第29条第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第19条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「の数」を「の数に4を乗じて得た数」に改め、同条第2項中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改める。

第20条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「この項及び第34

条第1項第1号」を「この項」に、「18月(第1号又は第4号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月)」を「12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者又はその委任を受けた者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)」に、「これを切り捨てた数)」を「これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数」に、「号数とする号給」を「号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」に改め、同項第1号中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改め、同項第3号中「及び第34条第1項第1号」を削る。

第21条の見出し、第22条(見出しを含む。) 第23条(見出しを含む。) 及び第24条(見出しを含む。) 中「給料月額」を「号給」に改める。

第28条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第28条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「、前2項」に、「給料月額」を「号給」に、「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項及び第7項を削り、同条に次の1項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第29条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第29条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改め、同条第4項中「給料月額」を「号給」に改め、「各号」を削る。

第31条の見出し及び同条第1項(第2号を除く。)中「給料月額」を「号給」に改め、同項第1号中「昭和37年10月1日(以下「基準日」という。)以後新たに職員となつた者(次号に掲げる者を除く。)」を「次号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第2号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり」を削り、「給料月額の」を「初任給の」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号給」に改め、同条第2項及び第3項中「給料月額」を「号給」に改める。

第33条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第7節及び第8節を次のように改める。

第7節 削除

第34条から第37条まで 削除

第8節 昇給

(昇給日)

第38条 条例第6条第1項の人事委員会規則で定める日は、第42条又は第43条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第39条 条例第6条第1項の規定による昇給(第42条又は第43条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(職員の昇給の号給数等)

- 第40条 職員を条例第6条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、前条に規定する勤務成績の証明に 基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
 - (1) 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上(条例第6条第3項の規定の適用を受ける職員(以下「昇給

抑制年齢職員」という。) にあつては、3号給以上)

- (2) 勤務成績が良好である職員 4号給(昇給抑制年齢職員にあつては、2号給)
- (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下(昇給抑制年齢職員にあつては、1号給以下)
- 2 人事委員会の定める事由によつて昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他人事委員会の定める職員については、前項第3号に掲げる職員に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第28条第3項、第31条第2項(第33条において準用する場合を含む。)若しくは第47条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 4 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第30条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 5 1の昇給日において第1項第1号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数の合計 は、各任命権者の職員の定数に100分の15を乗じて得た数(その数が1に満たないときは、1)に、8を乗じて 得た数に相当する数を超えてはならない。

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

- 第41条 条例第6条第3項の人事委員会規則で定める職員等は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。
- 2 条例第6条第3項の規定の適用については、同項に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日に 当該年齢に達したものとする。

(研修、表彰等による昇給)

- 第42条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第6条第1項の規定による昇給をさせることができる。
 - (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日 (特別の場合の昇給)
- 第43条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、条例第6条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第44条 この節の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第45条及び第46条 削除

第9節の節名中「給料月額」を「号給」に改める。

第47条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に、「第28条第5項」を「第28条第3項」に改める。

第48条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第1項中「専従許可」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)」に、「大学院修学休業」を「大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の第40条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそ

のいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第2項とする。第49条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第52条中「、第28条第1項第5号、第28条第2項第5号」を削り、「第34条第2項、第37条、第43条、第45条第1項第2号、第46条、第48条第3項」を「第42条、第43条、第48条第2項」に改める。

第54条第2号中「公益法人等派遣条例」を「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号。以下「公益法人等派遣条例」という。)」に、「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に改める。

第62条第2項中「調整基本額」を「調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号。第65条第3項において「平成17年改正条例」という。) 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額の100分の25」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号) 附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。

第65条に次の1項を加える。

3 平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第66条第3項第4号中「公益法人等派遣職員」を「公益法人等派遣条例第4条に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)」に改める。

第71条第1項中「休日等」を「条例第16条第3項第1号に規定する祝日法による休日等又は同項第2号に規定する年末年始の休日等(以下これらを「休日等」という。)」に改める。

第76条の3第1項中「4級」を「3級」に改める。

第9章の章名中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第81条の見出し中「区分等」を「級地等」に改め、同条中「規定により調整手当を支給する地域」を「人事委員会規則で定める地域」に改める。

第82条を次のように改める。

第82条 条例第12条の2第2項の地域手当の級地は、別表第12の2に定めるとおりとする。

第82条の3第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「以下「対象期間」という。」を「第2号において同じ。」 に改め、同項第2号中「対象期間」を「適用日前1年以内の県企業職員その他人事委員会規則で定める者として 勤務していた期間」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第83条及び第84条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第100条第2項及び第101条第2項中「100分の4」を「100分の2」に、「100分の8」を「100分の4」に、「100分の12」を「100分の6」に、「100分の16」を「100分の8」に、「100分の20」を「100分の10」に、「100分の25」を「100分の12」に改める。

第101条の7第1号中「、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、地方公務員法第28条の4第1項」を「地方公務員法第28条の4第1項」に改める。

別表第1のイの表を次のように改める。

イ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務							
1 級	定型的な業務を行う職務							
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務							

			,,,,
3	級	1 本庁の係長の職務	
	1147	2 労働委員会事務局の係長の職務	
		3 議会事務局の係長の職務	
		4 選挙管理委員会事務局の係長の職務	
		5 監査委員事務局の係長の職務	
		6 人事委員会事務局の係長の職務	
		7 教育庁の係長の職務	
		8 警察本部の係長の職務	
		9 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等又は相当と認められ	
		る職務であらかじめ人事委員会と協議して定める職務	
4	級	1 本庁の業務名を冠する主査又は特に困難な業務を分掌する係長	
	MAX	の職務	
		│	
		分量する係長の職務	
		3 議会事務局の業務名を冠する主査又は特に困難な業務を分掌す	
		る係長の職務	
		0 mix min	
		務を分掌する係長の職務	
		いっぱん 1000	
		掌する係長の職務	
		│ 6 人事委員会事務局の業務名を冠する主査又は特に困難な業務を	
		分掌する係長の職務	
		│ │7 教育庁の業務名を冠する主査又は特に困難な業務を分掌する係	
		長の職務	
		 8 警察本部の課長補佐又は特に困難な業務を分掌する係長の職務	
		9 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等又は相当と認められ	
		る職務であらかじめ人事委員会と協議して定める職務	
5	級	1 本庁の課長補佐又は室長補佐の職務	
		 2 労働委員会事務局の課長補佐の職務	
		 3 議会事務局の課長補佐又は室長補佐の職務	
		4 監査委員事務局の課長補佐の職務	
		- 5 人事委員会事務局の課長補佐の職務	
		6 海区漁業調整委員会事務局の次長の職務	
		7 教育庁の課長補佐又は室長補佐の職務	
		8 警察本部の次長の職務	
		9 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等又は相当と認められ	
		る職務であらかじめ人事委員会と協議して定める職務	
6	級	1 本庁の課長、室長(8級に掲げる職務を除く。) 主幹又は副主	
		幹の職務	
		2 労働委員会事務局の課長又は副主幹の職務	
		3 議会事務局の課長、室長又は副主幹の職務	
		4 監査委員事務局の課長又は副主幹の職務	
		5 人事委員会事務局の課長、主幹又は副主幹の職務	
		6 海区漁業調整委員会の事務局長の職務	
		7 教育庁の課長、室長、主幹又は副主幹の職務	
		8 警察本部の課長、管理官、主幹又は副主幹の職務	
		9 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等と認められる職務で	
		あらかじめ人事委員会と協議して定める職務	
7	級	1 本庁の部の業務を主管する課長又は総務課長若しくは財政課長	
		の職務	
		2 教育庁の総務課長の職務	

1		1
		3 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等と認められる職務で
		あらかじめ人事委員会と協議して定める職務
8	級	1 本庁の次長、参事、改革推進室長、危機管理室長又は女性青少年
		政策室長の職務
		2 労働委員会の事務局長の職務
		3 議会事務局の次長の職務
		4 監査委員の事務局長の職務
		5 人事委員会事務局の次長の職務
		6 教育庁の教育次長の職務
		7 警察本部の参事の職務
		8 職務の内容及び責任の程度が前各項と同等と認められる職務で
		あらかじめ人事委員会と協議して定める職務
9	級	1 本庁の部長、局長、改革推進監又は危機管理監の職務
		2 総合支庁長の職務
		3 議会の事務局長の職務
		4 人事委員会の事務局長の職務

別表第1の口の表を次のように改める。

口 公安職給料表級別標準職務表

職務	の級		標	準	的	な	職	務
1	級	巡査の行う	職務					
2	級	1 巡査部	長の行う	職務				
		2 巡査長	の行う職	務				
		3 職務の	内容及び	責任の	程度が	前各項	に相当	すると認められる
		務であら	かじめ人	事委員	会と協	議して	定める	職務
3	級	1 警察本	部の係長	の職務				
		2 職務の	内容及び	責任の	程度が	前項と	同等又	は相当と認められ
		職務であ	らかじめ	人事委	員会と	協議し	て定め	る職務
4	級	1 警察本	部の課長	補佐又	は困難	な業務	を処理	する係長の職務
		2 職務の	内容及び	責任の	程度が	前項と	同等又	は相当と認められ
		職務であ	らかじめ	人事委	員会と	協議し	て定め	る職務
5	級	1 警察本	部の困難	な業務	を処理	する課	長補佐	の職務
		2 職務の	内容及び	責任の	程度が	前項と	同等又	は相当と認められ
		職務であ	らかじめ	人事委	員会と	協議し	て定め	る職務
6	級	1 警察本	部の室長	(警視	に限る	。) 又に	‡次長σ)職務
		2 職務の	内容及び	責任の	程度が	前項と	同等又	は相当と認められ
		職務であ	らかじめ	人事委	員会と	協議し	て定め	る職務
7	級	1 警察本	部の課長	の職務				
		2 警察署	の長の職	務				
		3 職務の	内容及び	責任の	程度が	前各項	と同等	又は相当と認めら
		る職務で	あらかじ	め人事	委員会	と協議	して定	める職務
8	級	1 警察本	部の首席	監察官	又は参	事官(首席監	察官を兼務してい
		ものを除	く。) の職	战務				
		2 規模の	大きい警	察署の	長の職	務		
		3 職務の	内容及び	責任の	程度が	前各項	と同等	と認められる職務
		あらかじ	め人事委	員会と	協議し	て定め	る職務	
9	級	1 警察本	部の部長	、参事	官(首	席監察	官を兼	務しているものに

る。) 又は理事官の職務

- 2 警察学校長の職務
- 3 特に規模の大きい警察署の長の職務

別表第1のホの表2級の項標準的な職務の欄中「養護教諭」を「養護教諭、栄養教諭」に改める。 別表第1のトの表5級の項標準的な職務の欄第1項の次に次の1項を加える。

2 職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務であらかじめ人事委員会と協議して定める職務別表第2のイの表の表を次のように改める。

訂	式 験	学 歴		職	務 σ.) 級	
<u> </u>	1、 神光	免許等	1級	2級	3級	4 級	5 級
	大学卒	大学卒		3	4	4	2
正 規	業程度	入子平	0	3	7	11	13
	短大卒	<i>t</i> = → →		5.5	4	4	2
の 試	業程度	短大卒	0	6	10	14	16
験	高校卒	高校卒		8	4	4	2
河火	業程度	同似乎	0	8	12	16	18
7	その他	中学卒		9	4	4	2
~		中子午	3	12	16	20	22

別表第2の口の表の表を次のように改める。

試 験		学 歴		職) 級	
Ē	式 験	免許等	1級	2級	3級	4級	5級
正	正 警察官A	十半六		1	2	5	6
		大学卒	0	1	3	8	14
試験	の一気を	を 京 D		2	3	5	6
警察官B		高校卒	0	2	5	10	16

別表第2の八の表を次のように改める。

八 海事職給料表級別資格基準表

職	Rdv 千壬	学 歴	職	務の	級
ਘ	種	免許等	1級	2 級	3級
		大学卒			5
		八子午		0	5
点几	ㄹ	短大卒		2.5	5
刀口	船員		0	2.5	8
		高校卒		5	5
		同牧笠	0	5	10

別表第2の二の表の表を次のように改める。

職	種	学	歴	職務	の 級
PEX	作里	免許	等	1級	2 級
+÷ =	E	大 学	卒		0
校	長	短 大	卒		0
**	石石	大 学	卒		0
教	頭	短大	卒		0

教諭養護教諭	大 学	卒		0
指導主事管理主事	短大	**		2.5
社会教育主事	超 人	~	0	2.5
助教諭	大 学	卒	0	
養護助教諭講師 師実習助手	短大	卒	0	
寄宿舎指導員	高校	卒	0	

別表第2のホの表の表を次のように改める。

職和	锺	学		歴	I	睵	務	の	級
मध्य १	崖	免	許	等	•	1級			2 級
校	長・	大	学	卒					0
1X	玹	短	大	卒					0
教 頭		大	学	卒					0
¥X	以	短	大	卒					0
教 養 護 教 栄 養 教	諭	大	学	卒					0
指 導 主 社会教育	事事	短	大	卒					0
講	師・	大	学	卒		0			
助 教	諭	短	大	卒		0			
養 護 助 教 諭		高	校	卒		0			

別表第2のへの表を次のように改める。

へ 教育職給料表(3)級別資格基準表

職	種	学		歴	職	務の	級				
中以	作里	免	許	等	1級	2 級	3級				
		+	学	卒			3				
教	授	^	子	~		0	9				
教	ÍΖ	石	大	**			3				
		及	^	~		0	12				
		_	+	+	+	+	<u>~</u>	, i i		6	3
助	教 授	_	大 学		0	6	9				
B/J	教 技	石	+	卒		6	3				
		垃	^		0	9	12				
		+	쓰	**		6					
講	師		学	~	0	6					
神	Þih	7 =	大	卒		6					
		石	^	+	0	9					

R4	Н	大	学	卒	0	
B)]	于	短	大	卒	2.5	

別表第2のトの表を次のように改める。

ト 研究職給料表級別資格基準表

訂		学 歴	職	務	Ø	級
<u>u</u> ı	1. 荷央	免許等	1級	2 級	3 級	4級
	大学卒	大学卒			6	4
正	業程度	人子午		0	6	10
	短大卒	<i>t</i> = ⊥ <i>t</i>		2.5	9	4
の試	業程度	短大卒	0	2.5	12	16
験	高校卒	高校卒		5	9	4
一河火	業程度	同似乎	0	5	14	18
2	・の他	中学卒		6	9	4
7	- 07 i世	中子平	3	9	18	22

別表第2のチの表の表を次のように改める。

職種	学 歴	職	務の	級
中以 作里	免許等	1級	2 級	3 級
医 師	十当(五		6	3
歯科医師	大学6卒	0	6	9

別表第2のリの表の表を次のように改める。

職種	学 歴	聯	哉 矛	務の糸		及
中以 1年 	免許等	1級	2級	3 級	4級	5 級
	大学卒			5	3	4
薬 剤 師	人子平		0	5	8	12
獣 医 師	短大卒		2.5	5	3	4
		0	2.5	8	11	15
	大学卒			5	3	4
栄 養 士	人子平		0	5	8	12
学校栄養職員	短大卒		2.5	5	3	4
		0	2.5	8	11	15
	大学卒			5	3	4
	人子平		0	5	8	12
診療放射線技師 	短大 3 卒		1	5	3	4
	□ 超入 3 平	0	1	6	9	13
診療エツクス線	短大卒		2.5	5	3	4
技師	及人中	0	2.5	8	11	15
	大学卒			5	3	4
│ │臨床検査技師	人子午		0	5	8	12
堀水快 旦 坟 削	短大3卒		1	5	3	4
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0	1	6	9	13
	大学卒			5	3	4
 衛生検査技師	八 子 平		0	5	8	12
14) 土 快 且 坟 帥	短大卒		2.5	5	3	4
		0	2.5	8	11	15

			大学 2				5	3	4
理	学療法	\pm	人 子 ·	*		0	5	8	12
作	業 療 法	\pm	#= + 2.7	7		1	5	3	4
			短大 3 4	? [0	1	6	9	13
			大学 2	<u> </u>			5	3	4
_	=		人 子 ·	r [0	5	8	12
言	語 聴 覚	土	#= + 2.7	7		1	5	3	4
			短大 3 4	Y	0	1	6	9	13
			短大型	-		2.5	5	3	4
4=	14			r [0	2.5	8	11	15
迷	科衛生	EI	高校専工	攵		4	5	3	4
			科卒		0	4	9	12	16
±	4 麻フぃ+	+	行士22	-		1	5	3	4
		, —	短大3卒	r [0	1	6	9	13
	指圧師	血	#= ± 2.7	÷-		2.5	5	3	4
はき	りゆう	師師	短大 2 2	r [0	2.5	8	11	15
			古 坎 7	7		5	5	3	4
柔	道整復	師	高校五	? [0	5	10	13	17
保	育	_	短大型	-		2.5	5	3	4
木	Ħ	士		r [0	2.5	8	11	15
			短大型	π		2.5			
			及 人 ²	+	0	2.5			
そ	7 0 11	441	高校名	π		5			
7	Ø	他		+	0	5			
			中学名	π		5			
			'T' 子 '	*	4	9			

別表第2のヌの表の表を次のように改める。

	職	種	学	歴	耶	戦	務(D #	汲
	中以 1	作里	免許	等	1級	2級	3級	4級	5級
保	健	師	大 学	之卒			5	3	4
助	産	師	八子			0	5	8	12
看	進		τ □ →	- **			7	3	4
目	丧	師	ログログ スタープ フロック フロック アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	大 卒		0	7	10	14
准	看:護	護 師	准看	護師					
/庄	1目 弱	를 비비	養成	所卒	0				

別表第6のイの表の表中

級
級
級

大学卒業程度 短大卒業程度 高校卒業程度

Г	
	2級2号給
	1級5号給
	1級3号給
	1級2号給
	2級2号給
	1級4号給
	1級3号給
	1級2号給

1級25号給1級15号給1級5号給1級25号給1級25号給1級9号給1級5号給1級1号給

に改める。

別表第6の口の表の表中

1級7号給	
1級2号給	
	J

	Γ		
<u>+</u>		1	4
æ		1	4

1級21号給 1級1号給 に改める。

2級9号給 2級31号給 2級5号給 2級13号給 2級2号給 2級1号給 別表第6の二の表の表中 1級4号給 1級11号給 に改める。 1級7号給 1級21号給 1級4号給 1級11号給 1級2号給 1級1号給

頭

教

 ずります。 教教養護教諭 に、 を、栄養教事 管理主事 社会教育主事 2級12号給2級43号給2級8号給2級25号給2級5号給2級13号給1級7号給1級21号給1級4号給1級11号給1級2号給1級1号給

を

に改める。

1級9号給
別表第6のへの表の表中1級5号給
1級2号給1級13号給
を
1級1号給

別表第6のトの表の表中

 上
 級

 中
 級

 初
 級

大学卒業程度 を 短大卒業程度 に、 高校卒業程度
 2級2号給

 1級5号給

 1級3号給

 1級2号給

2 級 1 号給1 級15号給1 級 5 号給1 級 1 号給

に改める。

別表第6のチの表の表中 1級8号給 を 1級25号給 に改める。

1級6号給

2級2号給

2級2号給 2級1号給 2級5号給 2級13号給 2級2号給 2級1号給 2級2号給 2級1号給 1級4号給 1級11号給 2級2号給 2級1号給 1級6号給 1級17号給 1級4号給 1級11号給 2級1号給 2級2号給 1級17号給 1級6号給 2級1号給 2級2号給 1級4号給 1級11号給 を 2級2号給

別表第6のリの表の表中

<u>1級11号給</u> 2級1号給 に改める。

1級17号給

2級1号給

1級6号給		1級17号給
1級4号給		1級11号給
1級3号給		1級7号給
1級6号給		1級17号給
1級4号給		1級11号給
1級2号給		1級1号給
1級4号給		1級11号給
1級4号給		1級11号給
1級2号給		1級1号給
	1	

2級4号給

別表第6のヌの表の表中

2級3号給 2級2号給 1 級 2 号給 2級9号給 2級5号給 2級1号給 1級1号給

2級3号給 を 2級5号給 に改め、同表の備考第3項中「2級5号給」

を「2級13号給」に、「2級4号給」を「2級9号給」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて			昇 格	後	Ø	号 給		
いた号給	2級	3 級	4級	5級	6級	7級	8 級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11

28	1	12	12	20	20	16	16	12
20 	1	13	13	20 21	21	17	16 17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
	8							
40	9	24	24	32	32	24	26	15
41		25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		

77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
		61					1	

口 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の			昇 格	後	の	号 給		
前日に受けていた いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	 1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	<u>·</u> 1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30

		0.4					0.4	
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
	i .	1						l

95	84	83	75	61			
96	84	84	76	62			
97	85	85	77	62			
98	86	86	78	62			
99	87	87	79	63			
100	88	88	80	63			
101	89	89	81	63			
102	90	90	82	64			
103	91	91	83	64			
104	92	92	84	64			
105	93	93	85	65			
106	93	93	86	66			
107	94	94	87	67			
108	94	94	88	68			
109	95	95	89	69			
110	95	95	89	70			
111	96	96	90	71			
112	96	96	90	72			
113	97	97	91	73			
114	97	98	91	73			
115	98	99	92	74			
116	98	100	92	74			
117	99	101	93	75			
118	99	101	94	75			
119	100	101	95	76			
120	100	102	96	76			
121	101	102	97	77			
122	101	102	98	78			
123	102	103	99	79			
124	102	103	100	80			
125	103	103	101	81			
126	100	104	101	0.			
127		104	102				
128		104	102				
129		105	103				
130		105	103				
131		106	104				
132		106	104				
133		107	105				
134		107	106				
135		108	107				
136		108	108				
137		109	109				
138		109	110				
139		109	111				
140		110	112				
141		110	113				
141		110	113				
143		111				1	

144	111			
145	111			

八 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の		昇 格	後	の 号	給	
前日に受けて - いた号給	2 級	3 糸	<u></u>	4級		5 級
1	1	1		1		1
2	1	1		1		1
3	1	1		1		1
4	1	1		1		1
5	1	1		1		1
6	1	1		1		1
7	1	1		1		1
8	1	1		1		1
9	1	1		1		1
10	1	1		1		1
11	1	1		1		1
12	1	1		1		1
13	1	1		1		1
14	1	1		1		2
15	1	1		1		3
16	1	1		1		4
17	1	1		1		5
18	1	2		2		6
19	1	3		3		7
20	1	4		4		8
21	1	5		5		9
22	2	6		6		10
23	3	7		7		11
24	4	8		8		12
25	5	9		9		13
26	6	10		10		14
27	7	11		11		15
28	8	12		12		16
29	9	13		13		17
30	10	14		14		18
31	11	15		15		19
32	12	16		16		20
33	13	17		17		21
34	14	18		18		22
35	15	19		19		23
36	16	20		20		24
37	17	21		21		25
38	17	22		21		26
39	17	23		22		27
40	18	24		22		28
41	18	25		23		29
42	18	25		23		30

43	19	26	24	31
44	19	26	24	32
45	19	27	25	33
46	20	27	25	34
47	20	28	26	35
48	20	28	26	36
49	21	29	27	37
50	21	29	27	37
51	22	30	28	37
52	22	30	28	38
53	23	31	29	38
54	23	31	30	38
55	24	32	31	39
56	24	32	32	39
57	25	33	33	39
58	25	33	33	40
59	26	34	33	40
60	26	34	34	40
61	27	35	34	41
62	27	35	34	41
63	28	36	35	42
64	28	36	35	42
65	29	37	35	43
66	29	37	36	43
67	30	38	36	44
68	30	38	36	44
69	31	39	37	45
70			37	45
71			37	46
72			37	46
73			38	47
74			38	47
75			38	48
76			38	48
77			39	49
78			39	50
79			39	51
80			39	52
81			40	53
82			40	54
83			40	55
84			40	56
85			41	57
86			41	58
87			41	59
88			41	60
89			41	61
90			42	01
3 U			42	<u> </u>

92	42
93	43
94	43
95	43
96	43
97	44
98	44
99	44
100	44
101	45

二 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の		昇	格	後	の	号	<u></u>
前日に受けて							
いた号給	2 級			3 ;	級		4 級
1	1			1			1
2	1			1			1
3	1			1			1
4	1			1			1
5	1			1			1
6	1			1			1
7	1			1			1
8	1			1			1
9	1			1			1
10	1			1			1
11	1			1			1
12	1			1			1
13	1			1			1
14	1			1			1
15	1			1			1
16	1			1			1
17	1			1			1
18	1			1			1
19	1			1			1
20	1			1			1
21	1			1			1
22	2			1			1
23	3			1			1
24	4			1			1
25	5			1			1
26	6			1			1
27	7			1			1
28	8			1			1
29	9		1			1	
30	10		1			1	
31	11		1			1	
32	12			1			1
33	13			1			1
34	14			1			1

35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	13
	34	3	
55			15
56	34	4	16 17
57	35	5	
58	35	7	18
59	36		19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	

84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
	56	47	
99			
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	

ι.	π/		/\	+17
Ш	形	県	公	報

133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

ホ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の	5	昇 格	後	の	号	給
前日に受けて	- 47			4.77		
いた号給	2 級		3	級		4級
1	1		1			1
2	1		1			1
3	1		1			1
4	1		1			1
5	1		1			1
6	1		1			1
7	1		1			1
8	1		1			1
9	1		1			1
10	2		1			1
11	3		1			1
12	4		1			1
13	5		1			1
14	6		1			1
15	7		1			1
16	8		1			1
17	9		1			1
18	10		1			1
19	11		1			1
20	12		1			1
21	13		1			1
22	14		1			1
23	15		1			1

24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
		1	1
39	31		
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16

73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	

122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

へ 教育職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて	昇	格後の号	給
りた号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1

17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
-			4
32	12 13	20	5
		21	
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	30	38	21
51	31	39	22
52	32	40	22
53	33	41	23
54	33	41	23
55	33	42	24
56	34	42	24
57	34	43	25
58	34	43	25
59	35	44	25
60	35	44	26
61	35	45	26
62	36	46	26
63	36	47	27
64	36	48	27

66	37	50	28
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32
76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	34
81	45	61	34
82	45	61	34
83	46	62	35
84	46	62	35
85	47	63	35
86	47	63	36
87	48	64	36
88	48	64	36
89	49	65	37
90	49	65	
91	49	66	
92	49	66	
93	50	67	
94	50	67	
95	50	68	
96	50	68	
97	51	69	
98	51	69	
99	51	70	
100	51	70	
101	52	71	
101	52	71	
103	52 52	72 72	
104			
105	53	73	
106	53		
107	53		
108	54		
109	54		
110	54		
111	55		
112	55		
113	55		
114	56		

115	56	
116	56	
117	57	
118	57	
119	57	
120	57	
121	58	
122	58	
123	58	
124	58	
125	59	
126	59	
127	59	
128	59	
129	60	

卜 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の		昇 格 後	の 号 給	
前日に受けて いた号給	2 級	3 級	4級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9

	T		T T	
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
73	39		44	JJ
75	40	29 30	44	
+				
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	

79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

チ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の		昇	格	後	Ø	号	給		
前日に受けて いた号給	2 級			3 級				4級	
1	1		1		1			1	

			1 .
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12		8
		16	9
33	13	17	
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26

51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88	_	51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

リ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて		昇	格後	の号	給	
削口に受けて	2 級	3 級	4 級	5級	6 級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25

46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
55 54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	43	36	36	28
57		40	45	37		29
	33				37	
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	ļ
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		

95	63	74	51	
96	63	74	51	
97	63	75	51	
98	63	75	52	
99	63	76	52	
100	64	76	52	
101	64	77	53	
102	64	77	53	
103	64	78	54	
104	64	78	54	
105	65	79	55	
106		79		
107		80		
108		80		
109		81		
110		81		
111		82		
112		82		
113		83		

ヌ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて		昇 格	後 の	号 給	
りた号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5

26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41

75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		

124	86	87	104	
125	87	87	105	
126	87	88		
127	87	88		
128	87	88		
129	88	89		
130	88	89		
131	88	89		
132	88	90		
133	89	90		
134	89	90		
135	89	91		
136	90	91		
137	90	91		
138	90	92		
139	91	92		
140	91	92		
141	91	93		
142	92	93		
143	92	93		
144	92	94		
145	93	94		
146	93	94		
147	93	95		
148	93	95		
149	94	95		
150	94	96		
151	94	96		
152	94	96		
153	95	97		
154	95			
155	95			
156	95			
157	96			
158	96			
159	96			
160	96			
161	97			
162	97			
163	97			
164	98			
165	98			
166	98			
167	99			
168	99			
169	99			

備考

これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。 別表第7の2を削る。 別表第8の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考とする。 別表第9の2を次のように改める。

別表第9の2

調整基本額表

イ 行政職給料表

職務	の級		調	整	基	本	額		
1	級	6,500円							
2	級	8,500円							
3	級	9,600円							
4	級	10,200円							
5	級	10,600円							
6	級	11,200円							
7	級	12,100円							
8	級	12,700円							•
9	級	14,400円						•	•

口 公安職給料表

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	7,900円						
2	級	8,700円						
3	級	9,400円						
4	級	10,600円						
5	級	11,200円						
6	級	11,600円						
7	級	12,000円						
8	級	12,500円						
9	級	13,100円						

八 海事職給料表

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	6,900円						
2	級	8,500円						
3	級	10,600円						
4	級	12,100円						
5	級	12,800円						

二 教育職給料表(1)

職務	の級	調整基	本	額
1	級	9,000円		
2	級	11,100円		
3	級	12,000円(教育職給料表(1)の備考第2 12,200円)	号に足	Eめる職員にあつては、
4	級	13,200円		

ホ 教育職給料表(2)

職務	の級		調	整	基	本	額		
1	級	8,400円							
2	級	10,900円							
3	級	11,600円(教育職 11,800		(2)の1	着考第 :	2号に	定める職	員にあつ	ては、
4	級	12,800円							

へ 教育職給料表(3)

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	10,500円						
2	級	11,900円						
3	級	12,700円						
4	級	15,100円						

ト 研究職給料表

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	8,000円						
2	級	9,300円						
3	級	10,900円						
4	級	11,700円						
5	級	14,600円						

チ 医療職給料表(1)

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	10,800円						
2	級	13,100円						
3	級	14,500円						
4	級	15,500円						

リ 医療職給料表(2)

職務	の級		調	整	基	本	額	
1	級	6,100円						
2	級	8,000円						
3	級	9,100円						
4	級	9,700円						
5	級	10,500円						
6	級	11,300円						
7	級	12,200円						

ヌ 医療職給料表(3)

職務	の級		調	整	基	本	額		
1	級	8,000円							
2	級	9,400円							
3	級	9,700円							
4	級	10,000円							
5	級	10,400円	•						
6	級	11,600円	•	•		•		•	·

別表第10中

'	危機管理監	を
r	改革推進監 危機管理監	に、
	改革推進監 危機管理室長 総合政策室長	_

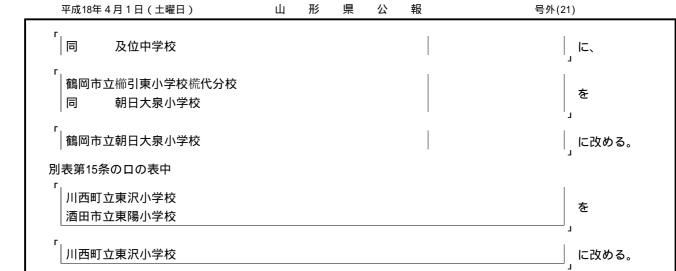
	危機管理室長		
	主 幹 部付主幹	うち	
		委員協議のに	して るも
		て la 種)	‡ 3
	主 幹 部付主幹	4	種
	課長(支給割合3種及び5種のもの並びに人事委員会の定め	4	種
	議長(支給割占3種及び3種のもの並びに入事委員会の定める職を除く。) 主 幹		長の
	部付主幹 室長(出納、生活衛生及び産地研究の各室長に限る。) 副 所 長	委員 協議 定め	して
		のに て は 種)	
	課長(支給割合3種及び5種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。) 主 幹 部付主幹	4	種
	室長(出納、生活衛生、産地研究及びダム建設の各室長に限る。) 副 所 長		1 至
	次 長	4	種
	次	4	種
衛 生 研 究 所	所 長	1	種
	副 所 長 主 幹	4	種
	所 長	1	種
衛 生 研 究 所	技 監		

号外(21)

	朝	Ε		学	袁	園 長	4 種	
						主 幹		J
	朝	E]	学	袁	園 長	3 種	
				•		主幹	4 種	
' ',						**		1
						副 所 長	4 種	
						場 長	(所付主	
						部長 (人事委員会の定める職を除く。)	幹のうち	
						室 長	人事委員	
						主 幹	会と協議	
						所付主幹	して定め	
							るものに	
							あつては	
							3種)	J
						副 所 長	4 種	
						制 	4	
						物 で 部長(人事委員会の定める職を除く。)	及び所付	
						部 (ハチ安貞云のためる城ではく。) 室 長	主幹のう	
						主幹	ち人事委	
						所付主幹	員会と協	
							議して定	
							めるもの	
							にあつて	
							は3種)	
		度技 ンタ		「 究開	昇発	主 幹	4 種	L
						事務局次長]
						主幹(支給割合6種のものを除く。)	4 種	
	Ų							Ţ
						事務局次長	3 種	
						主幹(支給割合6種のものを除く。)	4 種	
]]
監査	至	員	事	務	局	局 長	特 1 種	
						課 長	3 種	L
数 2	至	昌	車	経	局		1 種]
		~	7	373	<i>,</i> _,	課 長	3 種	
						Mr. K	3 12	L
						村山警察署の署長		
						寒河江警察署の署長		
						南陽警察署の署長	2 種	
						長井警察署の署長		
						天童警察署の署長		
	1					村山警察署の署長]
						村山省祭者の者長 寒河江警察署の署長		
						巻河江賞祭者の者長 天童警察署の署長	2 種	
						人里言宗有の有区		1
						南陽警察署の署長		

大蔵村立赤松小学校

南山小学校



別表第15の2を次のように改める。

別表第15の2

義務教育等教員特別手当の月額

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の		職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号給		I NX	Z 171X	אאַ כ איי	-1 ₩X
			円	円	円	円
	1 号給から	4号給まで	5,000	5,400	10,700	17,100
	5 号給から	8号給まで	5,200	5,700	11,100	17,500
	9 号給から	12号給まで	5,400	6,000	11,500	17,900
	13号給から	16号給まで	5,600	6,300	12,400	18,300
	17号給から	20号給まで	5,900	6,600	12,800	18,700
	21号給から	24号給まで	6,200	7,000	13,200	19,000
	25号給から	28号給まで	6,500	7,300	13,600	19,400
	29号給から	32号給まで	6,800	7,600	14,000	19,600
	33号給から	36号給まで	7,100	7,900	14,400	19,900
再	37号給から	40号給まで	7,400	8,300	14,800	20,200
	41号給から	44号給まで	7,700	8,900	15,100	
任	45号給から	48号給まで	8,000	9,300	15,500	
	49号給から	52号給まで	8,300	9,700	15,900	
	53号給から	56号給まで	8,600	10,500	16,300	
用	57号給から	60号給まで	8,800	10,900	16,700	
職	61号給から	64号給まで	9,100	11,300	17,100	
400	65号給から	68号給まで	9,400	12,100	17,400	
	69号給から	72号給まで	9,700	12,500	17,700	
員	73号給から	76号給まで	9,900	12,900	18,000	
	77号給から	80号給まで	10,200	13,300	18,300	
以	81号給から	84号給まで	10,400	13,700	18,500	
	85号給から	88号給まで	10,600	14,000	18,700	
外	89号給から	92号給まで	10,800	14,400	18,900	
/ 1	93号給から	96号給まで	11,000	14,700	19,100	
		100号給まで	11,200	15,000		

の	101号給から	104号給まで	11,400	15,400		
	105号給から	108号給まで	11,500	15,700		
	109号給から	112号給まで	11,600	16,000		
職	113号給から	116号給まで	11,700	16,300		
	117号給から	120号給まで	11,900	16,500		
員						
	121号給から	124号給まで	12,000	16,800		
	125号給から	128号給まで	12,100	17,000		
	129号給から	132号給まで		17,200		
	133号給から	136号給まで		17,400		
	137号給から	140号給まで		17,600		
	141号給から	144号給まで		17,600		
	145号給から	148号給まで		17,600		
	149号給			17,600		
再任用			9 000	0.700	12 900	16 200
職員			8,000	9,700	12,800	16,300

ロ 教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の		職務の級				
区分	号給	140177 02 114X	1 級	2 級	3 級	4 級
			円	円	円	円
	1号給から	4号給まで	5,000	6,300	12,800	17,100
	5 号給から	8号給まで	5,200	6,600	13,200	17,500
	9 号給から	12号給まで	5,400	7,000	13,600	17,900
_	13号給から	16号給まで	5,600	7,300	14,000	18,300
再	17号給から	20号給まで	5,900	7,600	14,400	18,700
任	04 E //A +> >	04日까국 중	0.000	7 000	44.000	40.000
	21号給から	24号給まで	6,200	7,900	14,800	19,000
用	25号給から	28号給まで	6,500	8,300	15,100	19,400
	29号給から	32号給まで	6,800	8,900	15,500	19,600
職	33号給から	36号給まで	7,100	9,300	15,900	19,900
	37号給から	40号給まで	7,400	9,700	16,300	20,200
員	 41号給から	44号給まで	7,700	10,500	16,700	
	45号給から	48号給まで	8,000	10,900	17,100	
以	49号給から	52号給まで	8,300	11,300	17,400	
	53号給から	56号給まで	8,600	12,100	17,700	
外	57号給から	60号給まで	8,800	12,500	18,000	
ص ص						
0,5	61号給から	64号給まで	9,100	12,900	18,300	
職	65号給から	68号給まで	9,400	13,300	18,500	
400	69号給から	72号給まで	9,700	13,700	18,700	
員	73号給から	76号給まで	9,900	14,000	18,900	
	77号給から	80号給まで	10,200	14,400	19,100	
	81号給から	84号給まで	10,400	14,700		
	85号給から	88号給まで	10,600	15,000		
	89号給から	92号給まで	10,800	15,400		

号外(21)

再任用 職員			8,000	9,700	12,800	16,300
	153号給		13,000			
	149号給から	152号給まで	12,900			
	145号給から	148号給まで	12,800			
	141号給から	144号給まで	12,600			
	137号給から	140号給まで	12,500	17,600		
	133号給から	136号給まで	12,400	17,600		
	129号給から	132号給まで	12,300	17,600		
	125号給から	128号給まで	12,100	17,600		
	121号給から	124号給まで	12,000	17,400		
	117号給から	120号給まで	11,900	17,200		
	113号給から	116号給まで	11,700	17,000		
	109号給から	112号給まで	11,600	16,800		
	105号給から	108号給まで	11,500	16,500		
	101号給から	104号給まで	11,400	16,300		
	97号給から	100号給まで	11,200	16,000		
	93号給から	96号給まで	11,000	15,700		

別表第18中

平成18年4月1日(土曜日)

電岡市羽黒町上野新田字二反割1 - 2 鶴岡市続代字西野834	鶴岡市立羽黒第四小学校 鶴岡市立櫛引東小学校梳代分校	を
「 「鶴岡市羽黒町上野新田字二反割1-2	鶴岡市立羽黒第四小学校	ן וב,
酒田市地見興屋字前割9 - 1 酒田市北俣字上中村90	酒田市立地見興屋小学校 酒田市立東陽小学校	 を
r 酒田市地見興屋字前割9-1	酒田市立地見興屋小学校	1 IC'
鶴岡市鼠ヶ関乙132 - 1 鶴岡市木野俣乙36 - 2	温海警察署鼠ヶ関警察官駐在所 温海警察署福栄警察官駐在所	を 」
電岡市鼠ヶ関乙132 - 1 鶴岡市木野俣乙36 - 2	鶴岡警察署鼠ヶ関警察官駐在所 鶴岡警察署福栄警察官駐在所	に改める。

別表第20のイの表中

行	政	職	給	料	表	職務の級11級及び10級の職員	100分の20
						職務の級9級及び8級の職員	100分の15
						職務の級7級及び6級の職員	100分の10
						職務の級5級及び4級の職員	100分の 5
公	安	職	給	料	表	職務の級10級の職員	100分の20
						職務の級9級及び8級の職員	100分の15
						職務の級7級及び6級の職員	100分の10
						職務の級5級及び4級の職員並びに3級の職	100分の 5
						員(人事委員会が定める職員に限る。)	200 [(001

を

г								
行	政	職	給	料	表	職務の級9級及び8級の職員	100分の20	
						職務の級7級及び6級の職員	100分の15	
						職務の級5級及び4級の職員	100分の10	
						職務の級3級の職員	100分の 5	
1	安	職	給	料	表	職務の級9級の職員	100分の20	に改める。
						職務の級8級及び7級の職員	100分の15	
						職務の級6級及び5級の職員	100分の10	
						職務の級4級の職員及び3級の職員(人事委	100/\D F	
						員会が定める職員に限る。)	100分の 5	

(山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則(平成2年12月25日)の一部を次のように改正する。

附則第4項から附則第6項までを削り、附則第7項を附則第4項とし、附則第8項及び附則第9項を3項ずつ繰り上げる。

(山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則(平成8年12月 20日)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第21項」を「附則第10項」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第13項までを削る。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「改正条例」を「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成8年12月県条例第49号。以下「改正条例」という。)」に改め、同項第1号中「附則別表第4」を「附則別表第1」に改め、同項第2号中「附則別表第5」を「附則別表第2」に改め、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(給料の調整額に関する経過措置)」を付す。

附則第15項中「暫定給料月額」を「改正条例附則別表のイからへまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」という。)」に改め、同項を附則第4項とし、附則第16項を附則第5項とする。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「(義務教育等教員特別手当に関する経過措置)」を付し、附則第18項を附則第7項とする。

附則第19項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「(寒冷地手当に関する経過措置)」を付し、附則第20項を附則第9項とする。

附則第21項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「(医療に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当に関する経過措置)」を付す。

附則第22項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「(雑則)」を付す。

附則別表第1から附則別表第3までを削り、附則別表第4を附則別表第1とし、附則別表第5を附則別表第2とする。

(山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則(平成11年12月21日)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「並びに附則第3項の規定」を削る。

附則第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「改正条例附則第9項」を「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成11年12月県条例第38号。以下「改正条例」という。)附則第7項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(期末手当に関する特例措置)」を付す。

附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「(規則5-29第3条ただし書の規定の適用を受ける職員の昇格等の特例)」を付す。

附則第6項中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第5項とする。

(山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則(平成13年12月21日)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「(以下この項において「施行日前の特地勤務手当の月額」という。)」を「の2分の1に相当す

る額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「施行日前の特地 勤務手当の月額」という。)」に改める。

附則第6項中「(以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。)」を「の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。)」に改める。

(山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則(平成16年12月 20日)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「並びに附則第6項から第9項までの規定」を削る。

附則第2項中「附則第10項から第14項まで」を「附則第6項」に改める。

附則第6項の前の見出し及び同項から附則第9項までを削る。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「(寒冷地手当に関する経過措置)」を付す。

附則第11項から附則第14項までを削る。

附則第15項の前の見出しを削り、同項中「附則第6項から前項まで」を「前項」に改め、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(雑則)」を付す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (級別資格基準表又は初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に正規の試験の結果に基づいて任用された者及び施行日前に作成された採用候補者名簿から選択されて施行日以降任用された者(再採用者を含む。)に対する級別資格基準表又は初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める区分とする。
- (1) 山形県職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験により任用された者 「大学卒業程度」の区分
- (2) 山形県職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験により任用された者 「短大卒業程度」の区分
- (3) 山形県職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験により任用された者 「高校卒業程度」の区分 (改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 3 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号。以下「改正条例」という。) 附則第2項の規定によりその者の施行日における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例 附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)(以下「新規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用 については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
 - (1) 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間
- 4 改正条例附則第2項適用職員に係る施行日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(施行日から平成19年3月31日までの間における新規則第25条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であつた職員にあつては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。(施行日における昇格又は降格の特例)
- 5 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして新規則第28条又は第29条の規定を適用する。 (初任給に関する経過措置)
- 6 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について山形県人事委員会規則5-1(給与

の支給に関する基準と手続)第19条から第21条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から同規則第17条第1項の規定による号給(同規則第19条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、同規則第19条から第21条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の11月1日以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における同規則第38条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平成19年1月1日までの間における職員の昇給の号給数の特例)

7 平成19年1月1日までの間における山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第40条第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、同条第2項中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第3項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第28条第3項、第31条第2項(第33条において準用する場合を含む。)若しくは第47条の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成19年1月1日における職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となつた者又は同日後に第28条第3項、第31条第2項(第33条において準用する場合を含む。)若しくは第47条の規定により号給を決定された職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における職員の昇給の号給数の特例)

8 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する 基準と手続)第40条第1項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当 する数から1を減じて得た数に相当する号給数」とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 9 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。)第9条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、新規則第62条第2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条第2項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 10 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその 者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に改正条例第1条の規定による改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の山形県人事委員会規則5 1(給与の支給に関する基準と手続)(以下「改正前の規則」という。)第62条第2項の規定を適用した

としたならばその者に適用されることとなる調整基本額

- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあっては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第62条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に山形県人事委員会規則5 35(平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料)(以下「規則5-35」という。)第4条第6号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額
 - イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
 - ロ 規則 5 35第4条各号に掲げる場合に該当することとなった職員
- (4) 施行日以後に、給料表の適用を受けない山形県職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(平成22年3月31日までの間における条例第12条の2の規定による地域手当の支給割合)

11 平成22年3月31日までの間における条例第12条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

(平成22年3月31日までの間における条例第12条の3の規定による地域手当の支給割合)

- 12 平成22年3月31日までの間における条例第12条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の11とする。 (特地勤務手当に関する経過措置)
- 13 施行日の前日において改正前の規則別表第14のイの表に掲げる公署で級別区分が4級又は5級であるものに勤務する職員が、施行日以後引き続き同一の公署に勤務することとなる場合は、施行日から平成19年3月31日までの間における当該職員に係る新規則第100条第2項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは「100分の9」と、「100分の10」とあるのは「100分の11」とする。

(へき地手当に関する経過措置)

- 14 施行日の前日において改正前の規則別表第15のイの表に掲げる学校で級別区分が3級又は4級であるものに勤務する職員が、施行日以後引き続き同一の学校に勤務することとなる場合は、施行日から平成19年3月31日までの間における当該職員に係る新規則第101条第2項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは「100分の9」と、「100分の10」とあるのは「100分の11」とする。
- 15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。 附則別表

支 給 割 合	支 給 地 域	
100分の13	東京都特別区	
100分の11	東京都府中市	
	愛知県名古屋市	
	大阪府大阪市	
100分の4	宮城県仙台市	
100分の 1	岐阜県岐阜市	

山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第2条第7号中「部分休業又は修学部分休業」を「介護休暇、部分休業又は修学部分休業」に改める。 第8条第1項第6号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

る。

別記様式(2)中 調整手当 を 地域手当 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 34 (職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え)をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県人事委員会 委員長 古 澤 茂

山形県人事委員会規則 5 - 34 (職務の級の最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)別表第1から別表第6までの給料表に定める職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表に定める号給
- (2) 旧級が行政職給料表の1級である職員 人事委員会の定める号給
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 その者の施行日における職務の級の最高号給 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

別表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上
	旧給料月額		6月未満	9月未満	12月未満	
	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
4級	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5級	383,000	109	110	111	112	113
6級	418,700	89	90	91	92	93
7級	429,200	77	78	79	80	81
/ #X	432,700	81	82	83	84	85
8級	453,200	69	70	71	72	73
OAX	456,800	73	74	75	76	77

9級	489,400	53	54	55	56	57
9 AX	493,500	57	58	59	60	61
404B	513,000	37	38	39	40	41
10級 —	517,400	41	42	43	44	45
11級	580,300	37	38	39	40	41

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	384,900	円 129	130	131	132	133
2級	387,400	133	134	135	136	137
Z MX	389,900	137	138	139	140	141
	392,400	141	142	143	144	145
3級	417,200	137	138	139	140	141
	428,200	109	110	111	112	113
4級	431,000	113	114	115	116	117
4 級	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5級	434,300	117	118	119	120	121
J MX	437,300	121	122	123	124	125
6級	457,300	89	90	91	92	93
7級	465,800	77	78	79	80	81
/ AX	469,300	81	82	83	84	85
0 411	487,000	69	70	71	72	73
8級	490,600	73	74	75	76	77
0.412	500,900	53	54	55	56	57
9級	504,800	57	58	59	60	61
404E	522,000	37	38	39	40	41
10級	526,200	41	42	43	44	45

八 教育職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

ι□ 4π	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12 FINE
旧級	旧給料月額	3 月木油	6月未満	9月未満	12月未満	12月以上
4級	592,800 円	73	74	75	76	77

二 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上
	旧給料月額	3 月不凋	6月未満	9月未満	12月未満	12万以上
2 級	371,700 円	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
5 級	579,900	69	70	71	72	73

ホ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上
IDAX	旧給料月額	3 月木棡	6月未満	9月未満	12月未満	
2級	515,800 円	89	90	91	92	93
∠ #X	519,200	93	94	95	96	97
3級	572,000	81	82	83	84	85
3 40	576,100	85	86	87	88	89

<i>1</i> ΔΠ	604,900	57	58	59	60	61
4級	609,500	61	62	63	64	65

へ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9 月以上 12月未満	12月以上
4級	386,900 円	101	102	103	104	105
5級	424,900	81	82	83	84	85
7級	491,600	49	50	51	52	53

ト 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上
ILINX	旧給料月額	3 万 水闸	6月未満	9月未満	12月未満	12万 以工
1級	321,000 円	161	162	163	164	165
I NVX	322,800	165	166	167	168	169
2級	369,600	149	150	151	152	153
3級	396,600	121	122	123	124	125
4級	408,600	105	106	107	108	109
4 #X	411,000	109	110	111	112	113
5級	428,900	85	86	87	88	89
5級	431,400	89	90	91	92	93

山形県人事委員会規則 5 - 35 (平成17年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料)をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

山形県人事委員会規則 5 - 35 (平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料)

(趣旨)

第1条 この規則は、平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 条例 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)をいう。
 - (2) 平成17年改正条例 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103 号)をいう。
 - (3) 規則 5 1 山形県人事委員会規則 5 1 (給与の支給に関する基準と手続)をいう。
 - (4) 改正前の規則 5 1 山形県人事委員会規則 5 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する 規則 (平成18年4月1日)による改正前の規則 5 - 1をいう。
 - (5) 施行日 平成18年4月1日をいう。
 - (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない規則 5 1 別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
 - (7) 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(平成17年改正条例附則第2項の規定により施行日における職務の級を定められた職員にあっては、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級)をいう。
 - (8) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
 - (9) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項、職員の分限に関する条例(昭 和40年3月県条例第11号)第2条又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例

(昭和31年9月県条例第61号)第2条若しくは第6条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の 規定により休職にされていた期間

- 口 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年3月県条例第6号)第 2条第1項により派遣されていた期間
- 二 公益法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号。以下「公益法人等派遣条例」 という。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規 定により育児休業をしていた期間
- へ 負傷若しくは疾病による休暇又は職員の休日及び休暇に関する条例(昭和26年12月県条例第64号)第9条の2第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)第16条の2第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する場合を含む。)の規定による介護休暇の承認を受けていた期間
- ト 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
- (10) 復職時調整 規則 5 1 第48条、育児休業法第7条、公益法人等派遣条例第6条の規定による号給の調整 をいう。
- (11) 再任用職員異動 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (12) 人事交流等職員 施行日以降に、給料表の適用を受けない山形県職員、国家公務員、他の地方公共団体の 公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の 適用を受ける職員となった者をいう。
- (平成17年改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員等)
- 第3条 平成17年改正条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 施行日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 施行日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (3) 施行日前に休職等期間がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
 - (4) 施行日の前日において条例別表第4の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が2級である職員であって、施行日以降に条例別表第4の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が3級又は4級であるもの
 - (5) 施行日以降に再任用職員異動をした職員
 - (6) 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(平成17年改正条例附則第7項の規定による給料の支給)

- 第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。
 - (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日 に当該異動があったものとした場合(施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の 前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の規則5-1第30条から第33条までの規定の例に より同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成17年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級)) に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の規則5-1第29条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

- (3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施 行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則5.1第48条又は育児休業法第7条若しくは 公益法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 施行日の前日において条例別表第4の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務 の級が2級である職員が、施行日以降に条例別表第4の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、 その属する職務の級が3級又は4級である場合 施行日の前日において受けていた給料月額及び同日において 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年12月県条例第48号)第2条第2号 に規定する教育職員であるとしたならば同条例第3条の規定により受けることとなる教職調整額の合計額に相 当する額
- (5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正条例第1条による改正前の条例別表第1から別表第6までの給料 表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該 再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員 の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時 間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)
- (6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会
- 2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が 人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第7項 の規定による給料として支給する。

(平成17年改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

- 第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することと なった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったもの とした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事 委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第8項の 規定による給料として支給する。
- 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当すること となったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受け ていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成17年改正条例附則第7項の 規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場 合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ 人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公 布する。

平成18年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古

別表議会事務局の項職の欄中「課長補佐」を「課長補佐(複数の課長補佐を置く課の課長補佐にあっては、総務 を担当するものに限る。)」に改め、同表知事部局本庁の項職の欄中「局長」を「局長、改革推進監」に改め、「、改 革推進監」を削り、「及び改革推進課に置くもので第三者評価」を「、総務部総務課に置く調整を担当するもの及び 改革推進課に置く改革推進」に改め、「、秘書室長補佐」を削り、同表知事部局の項中

業技術センター	所長、副所長、場長、総務課長(試験場 に置くものを除く。)
高度技術研究開発センター	所長
大阪事務所	所長

を

名古屋事務所 所長 大阪事務所 所長 名古屋事務所 所長 所長、副所長、場長、総務課長(試験場) に、 工業技術センター に置くものを除く。) 高度技術研究開発センター|所長 所長、副所長、場長、副場長、支場長、 農業総合研究センター 総務課長(支場に置くものを除く。) を 農業大学校 校長、事務局長 農業大学校 校長、事務局長 所長、副所長、場長、副場長、支場長、 に改め、同表知事部局出先機関 農業総合研究センター 総務課長(支場に置くものを除く。) 総合支庁の項職の欄中「副主幹」を「副主幹(総務課に置くものに限る。)」に改め、同表教育庁本庁の項職の欄中 「(義務教育課及び高校教育課に置く行政給与を担当する課長補佐を除く。)」を削り、「総務専門員」を「室長補佐 (総務課教職員室に置く行政給与を担当するものに限る。)、総務専門員」に、「総務課、義務教育課及び高校教 育課」を「総務課」に改め、同表教育機関体育館の項職の欄中 館長 を 館長、調整主幹 に改 め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「、総務専門員」を「、総務主査」に改める。 附則 この規則は、公布の日から施行する。 告 示 山形県人事委員会告示第1号 平成13年5月8日山形県人事委員会告示第5号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次

のように改正する。

平成18年4月1日

山形県人事委員会 委員長 古 澤 茂 堂

山形県職員採用上級試験 山形県職員採用初級試験

山形県職員採用試験(大学卒業程度) 表中 |山形県職員採用中級試験| を |山形県職員採用試験 (短大卒業程度)| に改める。 山形県職員採用試験(高校卒業程度)

平成18年4月1日印刷 平成18年4月1日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)